

社会福祉法人 姫路睦福社会

費用弁済規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人姫路睦福社会の役員に対する費用弁済に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条の役員とは、理事・監事及び評議員とする。

(食事)

第3条 役員が、業務に従事するにあたり、食事が必要なときは、実費を支給する。

(旅費)

第4条 役員が、業務のため出張するときは、次のとおり支給する。

- 1 普通旅客運賃は実費、但し、100km以上の場合は特急運賃。航空運賃は実費。
- 2 宿泊料は、1泊20,000円迄の実費。
- 3 役員が理事会・監事会・評議員会に出席する場合は、一律3,000円の旅費を支給する。但し施設長は除外する。

(特別旅費)

第5条 特別の事情により前条の規定によりがたい場合は、その事情を考慮して増額支給することができる。

(日当)

第6条 役員が法人の業務（会議時以外）を遂行する場合、次のとおり支給する。

- 1 半日の場合5,000円
- 2 1日の場合10,000円

(改正)

第7条 この規定の改正は、社会福祉法人姫路睦福社会理事会の議決により行う。

附 則

この規定は平成16年1月15日より施行する。

この規定は平成25年4月1日より施行する。

(第6条追加・第4条第3項・第6条を第7条に改正)